

経緯（都市公園事業に係る県事業負担金）

令和3年度	11月19日	市長・知事懇談会	市：市負担50%は他の都道府県に比較して大きすぎる。 県：多くの受益が岡山市にもたらされていると考えるが市からの提案であり、今後事務レベルで協議したい。
	1月13日	岡山県市長会議	岡山市：市負担が50%とされ、高すぎるのではないかと知事との対談で申し上げ、事務方で議論を重ねている。 倉敷市：負担率50%は全国でもとびぬけて高い。他の市でも30%は高く、この問題について市長会でも取り組んでいく。
	1月28日	令和3年度分負担金一部納付	16,500,000円納付
	3月9日	令和3年度分負担金に係る意見照会	納付承諾書を提出
令和4年度	4月10日	令和3年度分負担金残額納付	29,137,000円納付
	8月7日	岡山市政懇談会	石井参議院議員の指摘に対し、岡山市長は、「市長会では非常に高い負担を取られているということに対して問題視している。市長会として行動することになると思う。」とした。
	8月25日	岡山県市長会として県知事に提言	市町村負担や負担率設定に関する経緯を説明するとともに、地方財政法上の観点から、負担率及び負担金に関する市町村との合意形成のあり方について早急に見直すこと。
	10月27日	県からの令和4年度事業の説明	県から令和4年度事業について説明
	11月4日	令和4年度分負担金に係る意見照会に対し回答	・都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部（県の提示する額）を負担する。 ・あわせて、都市公園事業に係る負担金について、承諾できず、負担のあり方の見直しを求める意見書を提出。
	11月7日	県と市長会との意見交換会	倉敷市：岡山県は非常に高く、見直しを強く求める。 岡山市：市側にも意見があるので、協議する。 瀬戸内市：知事会でも国の直轄負担金について問題意識を持っており、当然県も問題があるという認識を持つべき。 岡山県：都市計画事業は原則市町村が執行するもので、県が執行することで負担軽減になっている。全国的には、岡山県と同等またはそれ以上の県もあり、岡山県の水準が高いとは考えていない。
	11月21日	令和4年度事業概要説明	県から令和4年度事業について説明
	12月15日	知事・市長合意文書	<市と県で負担について合意文書を交換> ・岡山県と岡山市は、市が県に対して見直しを求めている都市公園事業に係る負担金に関し、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行う。 ・令和5年度以降の支払いは、当該結論に基づき行う。 ・令和4年度の負担金については、請求に応じて支払う。
	12月21日	県議会議決	地方財政法に基づき、負担金について県議会議決
	12月26日	負担金納付承諾書提出	費用の一部（県の提示する額）を本市において負担するとし、納付を承諾。
令和5年度	4月14日	令和4年度分負担金納付	54,624,775円納付
	10月17日	県からの令和5年度事業の説明	県から令和5年度事業について説明
	11月27日	市議会で自治体間調整問題調査特別委員会の中間報告	①条例で一律の負担を求めるのではなく、市と県とで協議を行ったうえで、負担割合を定めるべき。定めるにあたっては、他の都道府県と同程度の水準とすべき。 ②維持管理的な要素の強い長寿命化対策事業など改築に係る負担を廃止すべき。 ③負担金を求めるにあたり、その根拠や妥当性について、透明性の高い情報提供をするとともに、市との事前協議の仕組みを設けるべき。
	1月17日	令和5年度分負担金に係る意見照会に対し回答	・都市公園事業を除く他の事業については、費用の一部を岡山市において負担する。 ・都市公園事業に係る負担金については、令和5年度中に結論が得られるよう市と県で協議中であり、その結論が得られた後、当該結論に基づき対応する。

和 5 年 度	3月15日	市議会で自治体間調整問題調査特別委員会の中間報告(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月に岡山市と岡山県で合意文書を交わしている中、結論が出ていない状況にもかかわらず、条例に基づき、令和5年度分の負担金を請求しようとされていることは、誠に遺憾である。 ・岡山県からの令和5年度分の都市公園事業に係る負担金の請求に対し、岡山市が支払うことができないとしていることについては、本委員会としても了承するものである。 ・岡山県においては、岡山市が指摘する <ul style="list-style-type: none"> ①維持管理において負担金を求めていること ②常に50%という高い負担率を適用していること <p>について真摯に受けとめ、回答いただき、協議を進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法に抵触している疑いがある岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例を改正すべく、誠意をもってご検討いただき、早急に問題の解決を図っていただくべきものと考え <p>る。</p>
	3月19日	負担金額について県議会議決	地方財政法に基づき、負担金について県議会議決
	3月29日	負担金納付書送付	都市公園事業に係る負担金として40,450,000円を請求
令 和 6 年 度	4月15日	令和5年度分負担金納付	40,450,000円納付
	5月16日	市から県に対し質問書提出	<ul style="list-style-type: none"> ①合意文書に基づく結論が出ていない状況での請求について ②岡山県知事と岡山市長による協議について ③令和6年4月15日の知事のコメントなどについて ④市町村からの意見について ⑤県条例で一律に50%という高い負担率を定めていることについて ⑥事業の性質について ⑦知事が言及した負担割合に関する合意文書等について ⑧県条例の性質等について